

## くらしの情報 Information

**家を建てたり、  
壊したりしたときは**

家を建てたり、取り壊したりしたときは、届け出を  
してください。

固定資産税は、毎年1月  
1日現在、固定資産(土地・  
家屋・償却資産)の所有者  
に1年分が課税されます。

家屋の新築・増築などに  
ついては、登記情報などに  
より確認をしていますが、  
物置などの小規模な家屋  
についても調査が必要とな  
ります。家屋を建てたとき  
は、電話などでご連絡をお  
願います。

家屋を取り壊した場合は

## 町税等納期のご案内

納期限

**12月 2日** (月)

**国民健康保険税 (5期)**

**介護保険料 (4期)**

**後期高齢者  
医療保険料 (4期)**

■納め忘れのないように、  
ご確認ください。  
■納期内納入にご協力をお  
願います。

「家屋取壊届書」の提出と現  
地確認が必要となります。  
1月1日現在の状況で固  
定資産税が課税されますの  
で、家屋を取り壊したとき  
は、早めに届け出をしてく  
ださい。

**町税務課**

☎72-6932

**個人事業税(第2期分)  
の納期のお知らせ**

個人事業税とは、事業を営  
んでいる個人に課税される県  
の税金です。今年度の第2期  
分の納期限は12月2日(月)で

す。県中地方振興局県税部か  
ら送付される納税通知書によ  
り、納期限までに最寄りの金  
融機関で納めてください。

また、口座振替による納付  
もできますので、ぜひご利用  
ください。新たに口座振替を  
申し込まれた場合は、来年度  
からの取り扱いとなります。

**関県中地方振興局県税部**

課税第一課事業税チーム

☎024-935-1251

**労働保険適用促進  
強化期間**

事業主の皆さん、労働保険

の加入手続はお済みですか。  
11月は「労働保険適用促進  
強化期間」です。

正社員・パート・アルバイト  
など、雇用形態にかかわら  
ず、一人でも労働者を雇って  
いる事業主は、労働保険(労  
災保険、雇用保険)に加入す  
る義務があります。  
詳しくはお問合せください。

**関福島労働局総務部  
労働保険徴収室**

☎024-536-4607

**関郡山労働基準監督署**

☎024-922-1370

**関郡山公共職業安定所**

ハローワーク郡山

☎024-942-8609

**標準営業約款制度  
(Sマーク)を  
ご存知ですか**

標準営業約款制度は、法  
律で定められた消費者(利用  
者)擁護に資するための制度  
です。厚生労働大臣認可の約

款に従って営業することを登  
録した「理容店」「美容店」「ク  
リーニング店」「めん類飲食  
店」「一般飲食店」では、店頭  
にSマークを掲げています。  
登録店は、安全・清潔・安心  
を約束する信頼できるお店です。  
詳しくはお問い合わせくだ  
さい。



**関(公財)福島県生活衛生**

営業指導センター

☎024-522-4085

**東北地区国立大学法人等  
職員業務説明会**

今後就職活動を行う皆さん  
に国立大学法人等職員の仕事  
内容やその魅力を知っていた  
くため、職員業務説明会を  
開催します。

入退場は自由でどなたでも  
参加できます。ぜひご参加く